# 死因究明等推進本部事務局組織規則 （令和二年厚生労働省令第五十三号）

死因究明等推進本部の事務局に、企画官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

##### ２

企画官は、命を受けて、局務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。

# 附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。